

大分県民福祉基本計画の改定について

1 計画改定の理由

大分県民福祉基本計画は、「一人ひとりのよりよい生活をみんなで支える福祉コミュニティの創造」を基本理念に、計画の期間を平成17年度から26年度までの10年間とし、5年で見直すこととして平成17年3月に策定したものである。

計画策定以降、介護保険制度の改正や障害者自立支援法の制定など社会保障における様々な諸制度の改革が行われるとともに、少子高齢化の進行等に伴い、一人暮らしの高齢者や障がい者等の新たな地域課題への取組が求められている。

本計画は、策定後5年を迎えることから、現行計画の枠組みを基本に、平成22年度以降の5年間に向けて、制度改革に伴う施策の見直しや新たな地域課題等に対する取組を盛り込んで改定するものである。

2 計画の改定内容

- (1) 制度改革に伴う施策の見直し、新たな地域課題等に対する取組について「計画編」に追加、変更
- (2) 今回の改定では、地域における様々な生活課題等に対する取組を県民総参加で一体的に推進するため、「推進編」に重点推進事項を設け、「新たな支え合いの仕組みづくり」、「地域福祉活動の担い手づくり」、「小規模集落への対応」を3本柱とした「新たな支え合い（共助）の確立」を推進することとしている。

3 計画の性格

- (1) 21世紀初頭における本県の福祉施策を推進するための基本指針
- (2) 県、市町村、地域住民、ボランティア・NPO等の取組の基本的方向性
- (3) 社会福祉法第108条に基づく地域福祉支援計画
 - ・市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針
 - ・社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上
 - ・福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備

4 計画の位置づけ

- (1) 自助・互助、共助、公助の公民協働の取組により地域住民の生活上の福祉課題を解決するための福祉施策の基本的方向性を示す。

- (2) 「豊の国ゴールドプラン21」、「大分県次世代育成支援行動計画」、「大分県障害者基本計画」などの計画を地域福祉という視点で共通する理念や地域福祉推進のために活用できる施策で横断的に結び、施策の総合化やネットワーク化に向けた指針を示す。

5 計画の期間

計画の期間は、平成17年度から26年度までの10年とし、5年で見直しを行う。

今般、計画策定後5年を経過したことから、この間の制度改革や社会環境の変化に対応するため、平成22年度から26年度を計画期間として改定を行う。

6 計画の構成

- (1) 基本構想編、計画編、推進編の3部構成
- (2) 基本構想編：「基本的理念」、「基本目標」、「施策展開の基本的方向」
- (3) 計画編：地域福祉の課題別に「現状と課題」、「主要施策」
- (4) 推進編：新たな支え合い（共助）の確立（重点推進事項）
地域福祉推進主体の役割
計画の進行管理

7 計画の基本的考え方

(1) 基本理念

「一人ひとりのよりよい生活をみんなで支える福祉コミュニティの創造」

(2) 基本的な視点

- ① 人権尊重社会の確立
- ② 共に生きる社会づくり
- ③ 新しい「公共」の創造
- ④ 男女共同参画
- ⑤ 福祉文化の創造

(3) 基本目標

- ① 県民誰もがが必要なときに地域で支援を受けられる社会の実現
- ② 県民誰もが地域の一員であることを実感できる社会の実現
- ③ 様々な団体や個人が協働して支え合う社会の実現

(4) 施策展開の基本的方向

- ① 安心のある暮らしを支える福祉の基盤づくり（計画編 第1章）
- ② 共に生きる活力ある福祉コミュニティづくり（計画編 第2章）
- ③ 心豊かな福祉社会の発展を担うひとづくり（計画編 第3章）